

長浜市狭あい道路拡幅整備事業

**長浜市に後退用地等を寄付していただける場合、
道路の整備、各種支援を行います。**

1. 事業の目的・概要

幅員 4 m 未満の狭あい道路を 4 m に拡幅することにより、地域の防災機能を高めるとともに、住環境の改善を図ることを目的とします。（予算の範囲内において実施します。）

建築基準法第 42 条第 2 項に基づいて後退された部分などの土地を市に寄付していただける場合、分筆や舗装などの拡幅整備を市が行います。

また、後退部分にある門、塀、植栽等を撤去（移設）していただいた場合には、助成金の交付を行います。

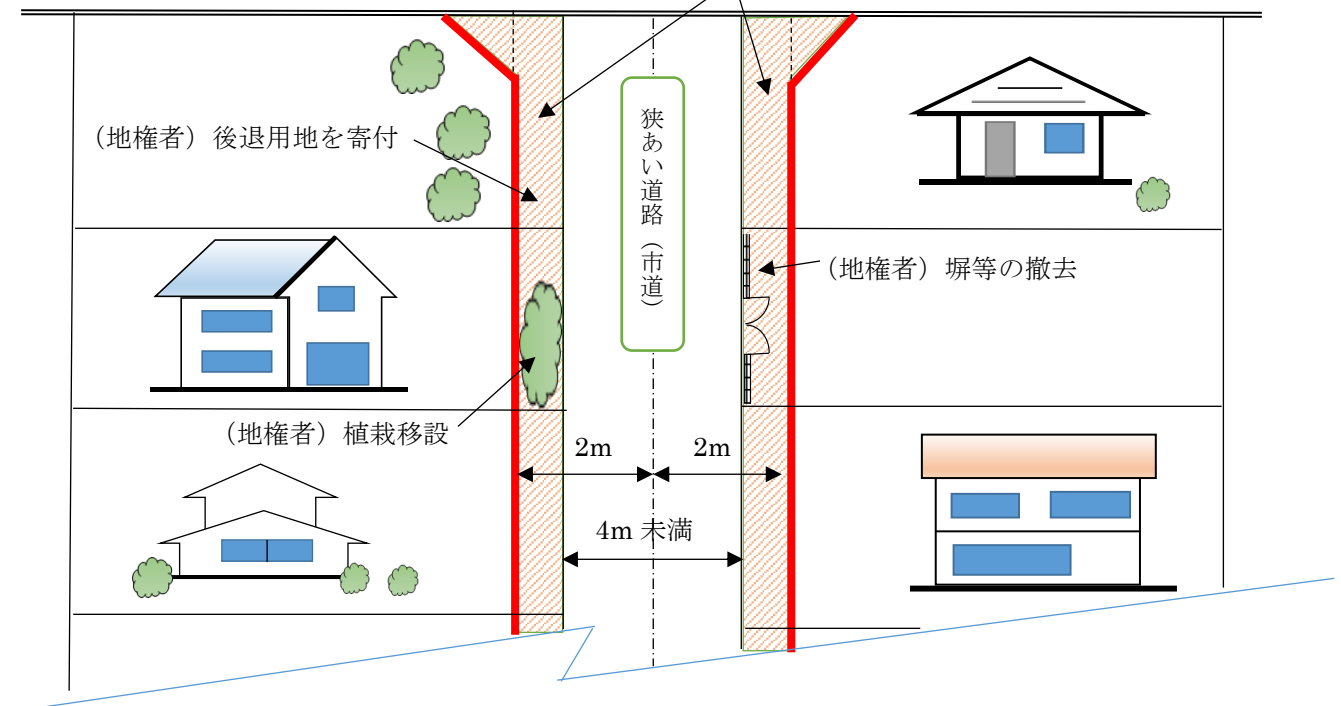
対象となる狭あい道路

・ 幅員 4 m 未満の市道

事業のイメージ図

幅員が 4m 以上の市道

(市) 境界確定、分筆、拡幅工事 等



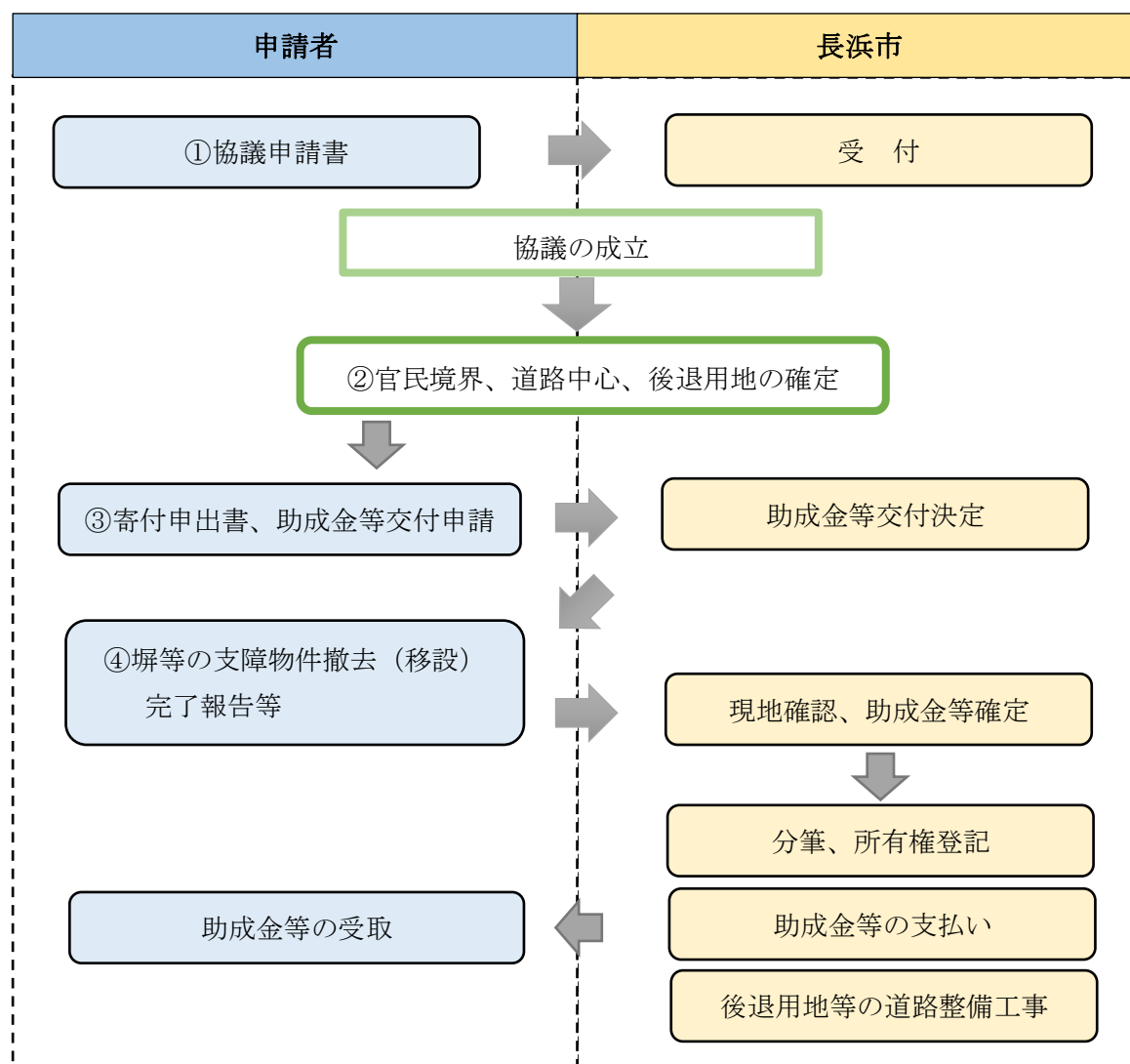
【建築基準法による建築制限と道路について】

建物は、原則として幅員4m以上の建築基準法上の道路に接している敷地でなければ建築することができません。

ただし、法の適用時に建物が立ち並ぶ 1.8m以上 4m未満の道で、特定行政庁が指定した道（建築基準法第 42 条第 2 項。一般的に「2項道路」といいます。）に接する敷地については、建物を建築することができます。

この場合は、道の中心から2m後退した線を道路境界線とみなし、その線より道側には建物や門、塀などをつくることはできません。（建築制限）

事業のながれイメージ



☆申請者の方へ☆

▽事業協力に関する同意書について

- ① 事業の申請をしていただくには、土地所有者等の事業協力に関する同意書を提出していただく必要があります。

▽寄付をいただく土地に・・・

- ① 私権の設定又は特殊の義務がある場合は消滅させていただく必要があります。
- ② 相続が発生している場合には、相続登記を完了していただく必要があります。

▽土地の境界にトラブルはありませんか？

- ① 寄付をいただく土地を分筆するには、現在の土地の境界（全周）を隣地の方等と立会いのもと明らかにしていただき、その後測量、分筆をします。
- ② 現在の土地の境界（全周）が不明確な場合は、分筆することができないため、この事業はできませんので、事前に隣地の方とご協議をお願いします。
- ③ 隣地の方への立会いの依頼や、土地の境界を明らかにした書類への隣地の方の署名捺印依頼は、申請者の方でお願いします。

▽門、塀などの支障物件について

- ① 支障物件撤去の助成金を受けていただく場合は、市の担当者の確認が必要です。確認がないままの撤去（移設）等に対して助成金は交付できませんので、ご理解をお願いします。

2. 事業の内容等について

(1) 事業対象について

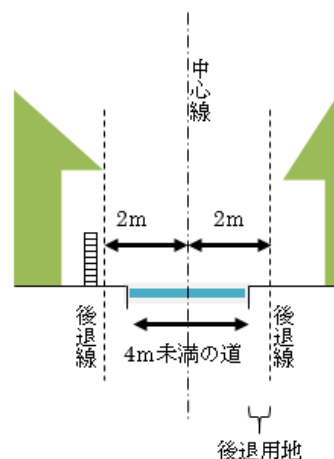
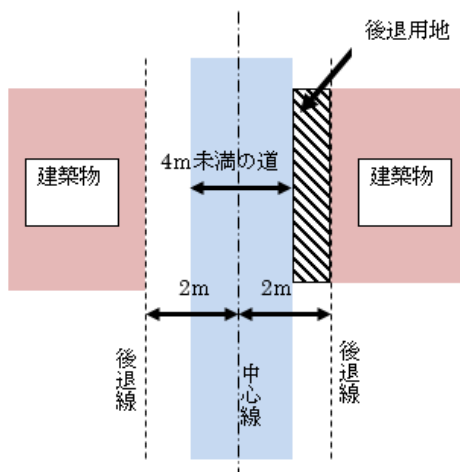
狭あい道路等に接する敷地において、「後退用地」や「隅切り用地」を市に寄付いただく方が対象となります。

(2) 後退用地、隅切り用地とは？

① 「後退用地」

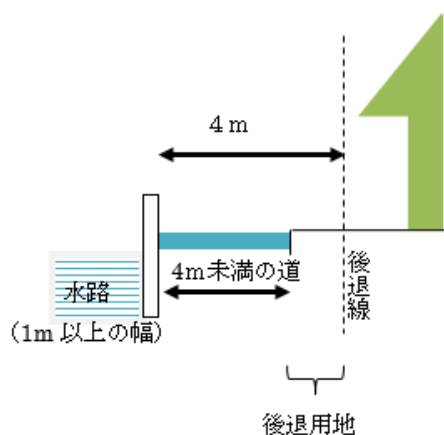
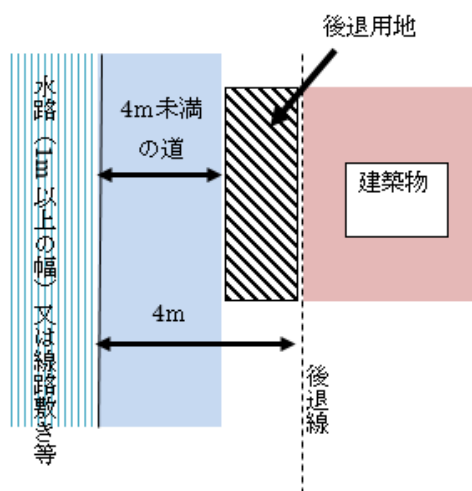
道路の中心線から2mの線（後退線）と狭あい道路の境界線の間にある土地をいいます。

【中心後退の図】



狭あい道路と並行して線路敷きや幅1m以上の水路等があり、両側に2m後退できない場合は、線路敷き等の側から4mの線が後退線となります。

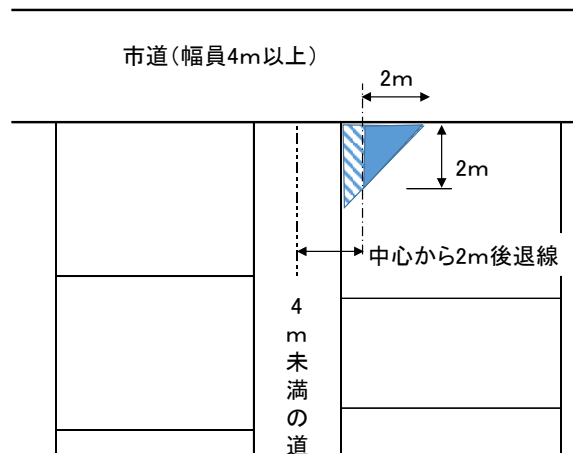
【一方後退の図】



※路線拡幅を行う場合や交差点部分の拡幅を行う場合においては、道路の状況に応じて、後退線を別に定めることがあります。

②「隅切り用地」

交差点等に設ける角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートル以上の三角形の部分の土地をいいます。この場合、後退線からの算定となります。



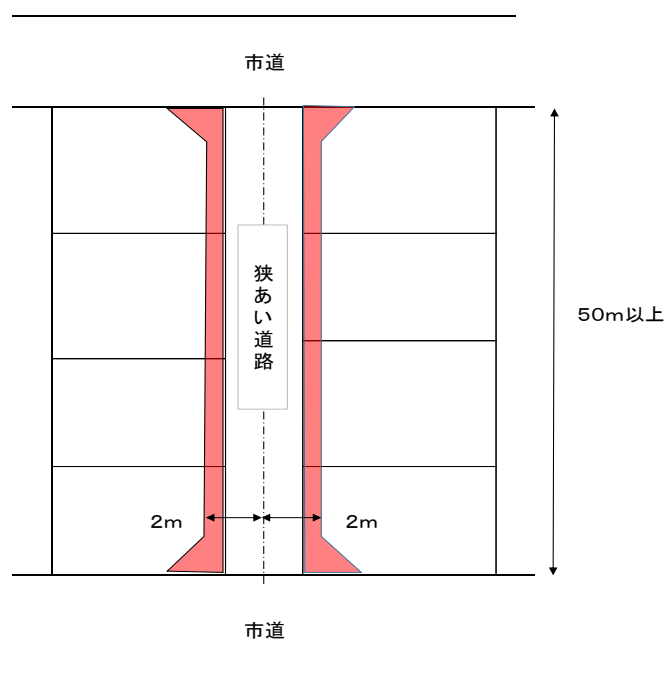
(3)事業タイプについて

事業対象:幅員4m未満の市道

(建築基準法第42条第2項に該当するもの及び特に整備の必要があると認められるもの)

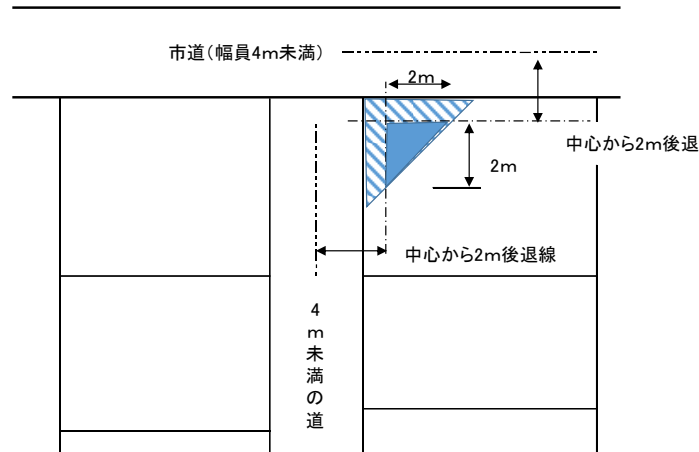
【路線拡幅】

自治会で後退用地等の寄付等について取りまとめを行い、始点から終点までの延長が50m以上の狭あい道路のすべてを同一時期に拡幅する場合



【隅切りのみの拡幅】(市道と市道の交差点)

幅員4m未満の市道が交差・接続等する場合(中心から2m後退線からのすみ切りとなります)



※2m以上のすみ切りの大きさは協議して定めることができます。

(4)申請者について

路線拡幅型は、後退用地等を市に寄附するために取りまとめを行う自治会からの申請となります。申請の際には各地権者等の事業協力への同意が必要になります。

隅切り用地型は、隅切り用地を市に寄附する地権者又は当該隅切り用地内の支障物件の所有者からの申請となります。地権者と支障物件の所有者が異なる場合は、両方の同意が必要になります。

(5)市の作業内容について

後退用地等の測量、分筆、登記、道路整備を行います。

道路整備の内容

- ①路線拡幅型は、舗装工事(路盤含む)のほか、道路の状況により対応を協議します。
- ②隅切り用地型は、原則、舗装工事(路盤含む)のみとなります。
- ③道路の維持管理を行います。

(6)支障物件の撤去、その他について

①支障物件について

後退用地等にある門、塀、植栽等の撤去(移設)をお願いします。

(原則、地盤面の下にあるものも含みます。)

これらについては、一部助成対象となるものがあります。

(助成対象は(7)助成金の対象についてに記載しています。)

助成を受けていただくためには、市の担当者の確認が必要となります。

※支障物件の撤去がなされないとその後の工事ができませんので、ご理解をお願いします。

②路線拡幅型について

各所有者の取りまとめは自治会でお願いします。

申請書や事業協力についての同意書、その他各所有者ごとの必要な書類への署名捺印等は、自治会で取りまとめて市に提出をお願いします。また、説明や協議等についても自治会を通じ

て実施いたします。その他、助成金の各所有者への分配もお願いいたします。

(7)助成金の対象について

次の表に基づき算出された金額と助成の対象となる支障物件の撤去等に要した費用の少ない方が助成金額となります。なお、助成金の額は1敷地につき100万円を上限とします。

支障物件	工事の種類	内容		単位	金額
門、塀等	撤去費	拡幅用地等に存する門、塀等を除却する費用		1メートル当たり	14,300円(基礎部分を含まない場合にあつては、2,100円)
	移設費	拡幅用地等に存する門、塀等を当該拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用(従前に存した門、塀等を再使用することができず新たに設置する場合を含む。)		1メートル当たり	59,200円(基礎部分を含まない場合にあつては、12,300円))
柵	撤去費	拡幅用地等に存する柵を除却する費用		1メートル当たり	4,600円(基礎部分を含まない場合にあつては、2,600円)
	移設費	拡幅用地等に存する柵を当該拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用		1メートル当たり	12,600円(従前に存した柵を再使用することができず新たに設置する必要がある場合にあつては29,600円(基礎部分を含まない場合にあつては、17,900円))
樹木	撤去費	拡幅用地等に存する樹木を除却する費用	低木1本当たり		1,900円
			中木1本当たり		6,300円
			高木1本当たり		61,300円
	移植費	拡幅用地等に存する樹木を当該拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移植する費用	低木1本当たり		3,600円
			中木1本当たり		7,700円
			高木1本当たり		67,300円
生垣	撤去費	拡幅用地等に存する生垣を除却する費用	高さ0.9メートル以上1.2メートル未満	1メートル当たり	1,100円
			高さ1.2メートル以上1.5メートル未満	1メートル当たり	2,200円
			高さ1.5メートル以上	1メートル当たり	3,200円

				たり	
	移設費	拡幅用地等に 存する生垣を 当該拡幅用地 等と一体で利 用していた敷地 の一部に移植 する費用	高さ0.9メートル以上1.2メ ートル未満	1メートル当 たり	18,600円
			高さ1.2メートル以上 1.5メートル未満	1メートル当 たり	26,700円
			高さ1.5メートル以上	1メートル当 たり	39,700円
擁壁 (石積みを含む)	撤去費	拡幅用地等に 存する擁壁を 撤去する費用	高さ0.5メートル未満	1メートル当 たり	1,500円
			高さ0.5メートル以上1.0メ ートル未満	1メートル当 たり	3,400円
			高さ1.0メートル以上1.5メ ートル未満	1メートル当 たり	11,900円
			高さ1.5メートル以上 2.0メートル未満	1メートル当 たり	40,100円
			高さ2.0メートル以上	1メートル当 たり	55,500円
	移設費	拡幅用地等に 存する擁壁を 当該拡幅用地 等と一体で利 用していた敷地 の一部に移設 する費用(従前 に存した擁壁を 再使用すること ができず新たに 設置する場合 を含む。)	高さ0.5メートル未満	1メートル当 たり	44,500円
			高さ0.5メートル以上1.0メ ートル未満	1メートル当 たり	57,900円
			高さ1.0メートル以上1.5メ ートル未満	1メートル当 たり	94,000円
			高さ1.5メートル以上 2.0メートル未満	1メートル当 たり	158,000円
			高さ2.0メートル以上	1メートル当 たり	216,600円
土砂	撤去費	拡幅用地等に存する土砂等の撤去費(道 路の高さ以上の部分に限る。)	1立方メー トル当たり		14,300円
舗装等	撤去費	拡幅用地等に存する舗装等を除却する費 用	1平方メー トル当たり		4,400円
	補修費	拡幅用地等に存する舗装等を除却した後 に取り合い部を補修する費用(拡幅後の道 路境界から1メートル以内の範囲内に限 る。)	1平方メー トル当たり		6,900円
縁石等	撤去費	拡幅用地等に存する縁石等を除却する費 用	1メートル当 たり		1,600円
	新設費	拡幅後の道路境界(敷地内側)に縁石等 を設置する費用	1メートル当 たり		9,900円

側溝等	撤去費	拡幅用地等に存する側溝等を除却する費用	1メートル当たり	1,900円
	新設費	拡幅後の道路境界(敷地内側)に側溝等を設置する費用	1メートル当たり	17,300円
雨水ます	撤去費	拡幅用地等に存する雨水井を除去する費用	1箇所	4,700円
	新設費	拡幅用地等に存する雨水井を除去後に、拡幅整備に支障のない位置に新設する費用	1箇所	11,200円
浄化槽	撤去費	拡幅用地等に存する浄化槽を除去する費用	1箇所	190,800円
下水道管	移設費	拡幅用地等に存する下水道管を拡幅整備に支障のない位置に移設する費用	1メートル当たり	17,600円
公共汚水 枳	移設費	拡幅用地等に存する公共汚水枳を当該拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用	1箇所	31,900円
水道管	移設費	拡幅用地等に存する水道管を拡幅整備に支障のない位置に移設する費用	1メートル当たり	3,600円
量水器	移設費	拡幅用地等に存する量水器を当該拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用	1箇所	71,400円
ガス管	移設費	拡幅用地等に存するガス管を拡幅整備に支障のない位置に移設する費用	1メートル当たり	11,000円

備考

- 1 「低木」とは、樹高0.5メートル以上1.0メートル未満の樹木をいう。
- 2 「中木」とは、樹高1.0メートル以上の樹木をいう。
- 3 「高木」とは、樹高1.0メートル以上で幹周り15センチメートル以上の樹木をいう。この場合において、幹周りは地上1.2メートルの位置で測定するものとし、当該位置の幹の形状が特異な場合は、その上下の幹周りの平均値とする。

この事業に関してのご相談等は、お手数ですが下記までご連絡をお願いします。

長浜市 道路河川課
北部建設課

TEL 0749-65-6531
TEL 0749-82-5904